

学内学生第 107 号
令和 1 年 9 月 20 日

学生各位

名桜大学
学長 山里 勝己
(公印省略)

災害等による授業料免除申請について (通知)

本学では災害等の影響により学資負担者 (世帯主) の家屋が、『全壊又は半壊』の被害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合は、「名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程」第 7 条の規定により、1 年間の授業料を免除することとなっております。

つきましては、上記理由に該当する学生は、下記のとおり手続きを行なうよう通知します。

記

- 1 対象者：災害等の影響により、学資負担者 (世帯主) の家屋が『全壊又は半壊』となった学生を対象とする。
- 2 免除額：1 年間の授業料 (全額)
- 3 申請期間：令和 1 年度内とする。
※申請期間について、特別な事情等がある場合には学生課にご相談ください。
- 4 申請書類：(1) 災害等による授業料免除申請書 (様式第 1 号)
(2) 住民票 (世帯全員分・謄本)
(3) 罹災証明書の写し (市区町村発行のもの)
(4) 口座情報 (様式第 2 号)
- 5 その他：提出した書類は、本申請の審査の参考とする目的以外には使用することはありません。なお、不明な点は、学生課にご相談ください。

《問合せ先》

学生課 (多目的ホール 2F)

TEL : 0980-51-1057